

# 序章 はじめに

---

1. 計画の目的と位置づけ
2. 対象区域
3. 策定体制
4. 目標年次

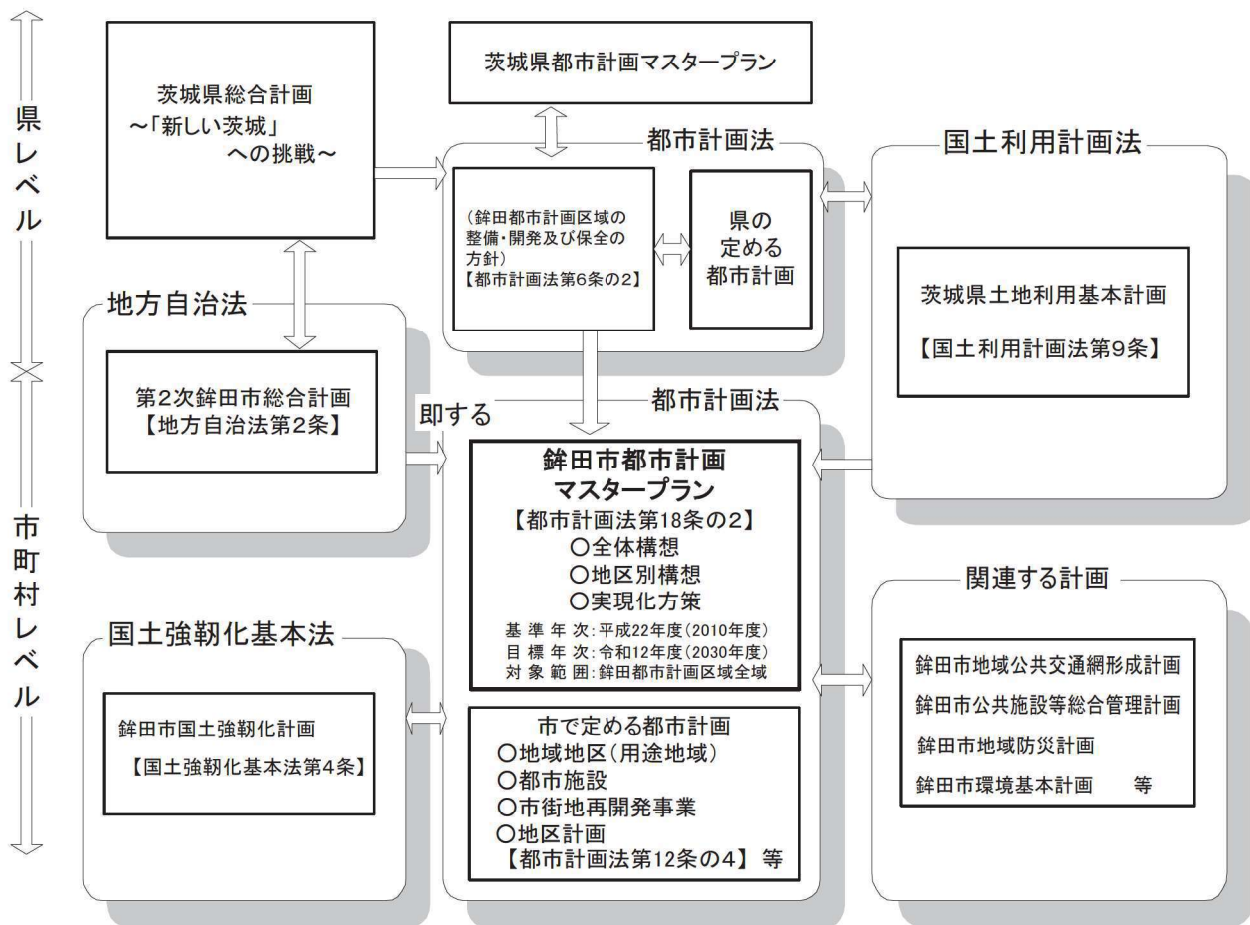




## 1. 計画の目的と位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法（第18条の2）で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。本計画は、概ね20年後の将来像を明確化するとともに、まちづくりの基本的な方針や、地区ごとの整備方針などを定め、今後の都市計画の指針を示していくものです。

銚田市では平成22年3月に「銚田市都市計画マスタープラン」を策定後、第2次総合計画（平成29年3月）や国土強靱化計画（令和2年4月）などを策定しました。これらの計画との整合性を図りながら、まちづくり（都市計画）の分野を具現化するものといえます。



## 2. 対象区域

本計画の対象区域は、銚田都市計画区域<sup>※注</sup>(204.64km<sup>2</sup>)です。

※注： 都市計画区域とは、行政区域に関わらず、一体的な都市として、整備、開発及び保全する必要のある地域のことをいい、都道府県が指定するものです。

北浦における市町村境界について、平成 21 年 3 月 10 日付けで総務省告示がなされ、国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」(平成 21 年 4 月 1 日現在の速報値)を公表しました。

令和 2 年 7 月 1 日時点の測量で決定された銚田市の行政区域面積 207.60km<sup>2</sup>  
(これまでの面積 203.90km<sup>2</sup>+湖面 4.29km<sup>2</sup>) - 修正 0.59km<sup>2</sup>

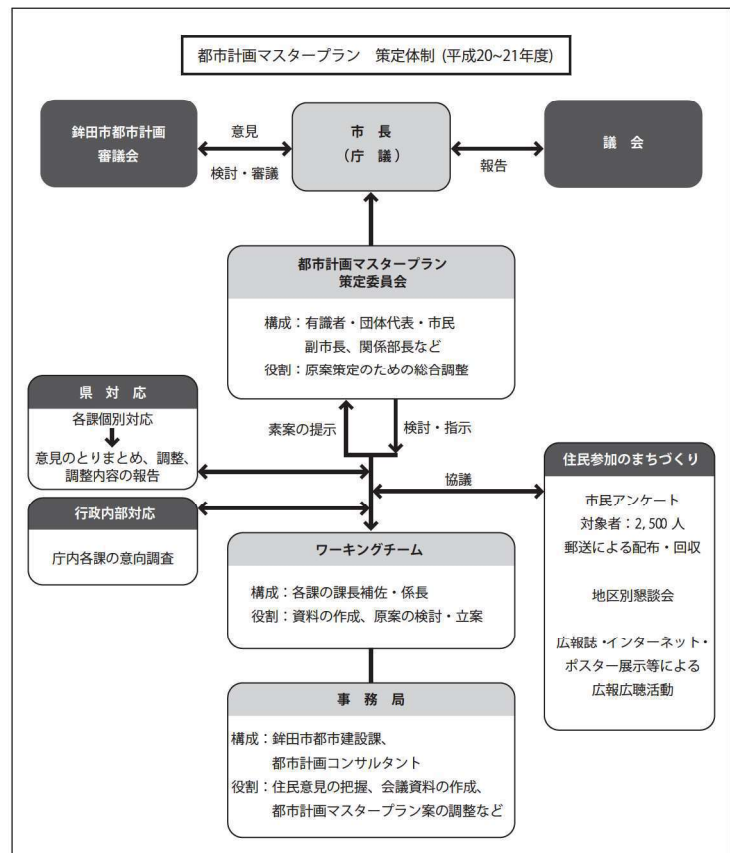
## 3. 策定体制

本計画は平成 20 年度～平成 21 年度の 2 ヶ年において策定いたしました。策定にあたっては、市民アンケートや地区別懇談会による市民意見、各種基礎調査を踏まえ、銚田市の現状や課題を整理するとともに、将来都市像や分野別の都市像、地区別構想、計画実現のための方針を立案しました。

計画案検討は策定委員会・ワーキングチームにより行い、市長による都市計画審議会への検討・審議依頼を経て、本計画を策定しています。そのほか、意見公募手続き(パブリックコメント)を実施するとともに、より広く都市計画マスタープランを周知するため、広報紙やホームページなどにおいて情報提供を行いました。

本計画策定後、東日本大震災の発生や大規模自然災害による防災意識の高まり、世界的な感染症流行等に起因する市民意識・生活の変化、老朽化する都市施設の更新、少子化・高齢化の急速な進展による人口減少など、社会情勢が大きく変化しています。これらのことから、本市を取り巻く課題に対応した市の新たな方向性を示す計画とするため、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて本計画の中間見直しを行いました。

中間見直しは、関係部署の係長等で構成された庁内のワーキング会議において検討を行い、策定時と同様、都市計画審議会に検討・審議を依頼して計画を改定するとともに、パブリックコメントによる市民意見聴取・広報紙・ホームページ等による情報提供を実施しました。



## 4. 目標年次

目標年次は、令和 12 年(2030 年)とします。また、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行います。